

総社市山手ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第56号

総社市山手ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

総社市山手ふれあいセンター条例（平成17年総社市条例第140号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前				
別表（第9条関係） 山手ふれあいセンター利用料金 (単位：円)			別表（第9条関係） 山手ふれあいセンター利用料金 (単位：円)				
区分	使用時間	1時間あたり	備考	区分	使用時間	1時間あたり	備考
和室 1室の場合		<u>210</u>	こたつ 1台を含む。	和室 1室の場合		<u>200</u>	こたつ 1台を含む。
和室 2室の場合		<u>420</u>		和室 2室の場合		<u>400</u>	
交流室		<u>210</u>		交流室		<u>200</u>	
食堂		<u>320</u>		食堂		<u>300</u>	
静養室		<u>420</u>	マッサージ機2台を含む。	静養室		<u>400</u>	マッサージ機2台を含む。
入浴		<u>110</u>		入浴		<u>100</u>	
冷暖房機 各1台		<u>110</u>	使用加算	冷暖房機 各1台		<u>100</u>	使用加算
陶芸室		<u>320</u>	材料費は除く。	陶芸室		<u>300</u>	材料費は除く。
木工室		<u>320</u>	〃	木工室		<u>300</u>	〃

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。